



SuMi TRUST年金ニュース

(平成27年9月17日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

解散した厚生年金基金の残余財産を後継DB制度に仮交付する場合の取扱いに関する確認事項

解散した厚生年金基金の残余財産を後継DB制度に仮交付する場合、仮交付に基づく給付を、本交付から開始することも差し支えない旨、厚生労働省から見解が示されました。主な内容について別添資料のとおりご案内申し上げます。

なお、これにより、後継DB制度が発足当初に少額の仮交付を受け、仮交付の全額を事務費相当額として業務経理に充当する取り扱いも認められることとなります。

<別添資料>

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20150917shiryoku.pdf

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3824